

司法関与に関する 各種の既存データについて

一時保護の期間

平成26年度に行われた一時保護の件数は35,174件、うち児童虐待を理由とする一時保護の件数は16,816件で、全体の約47.8%を占めている。

○一時保護の件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一時保護の件数 (全体)	29,477	30,431	32,162	33,485	35,174
児童虐待を理 由とする件数	12,673	13,251	14,891	15,487	16,816

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

○一時保護の期間

下記の調査結果では、2ヶ月未満の一時保護は、77.9%、2ヶ月を超える一時保護は、22.1%となっている。

(参考1) 平成25年4月1日から5月31日に全国の児童相談所が新規に受理した虐待相談ケースのうち、一時保護を行ったケースの期間別件数(平成25年9月1日時点)

「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究」結果報告書

(主任研究者:桜山豊夫 全国児童相談所長会 会長)

	19日以下	20～39日	40～59日	60～79日	80～99日	100日以上	無回答	計
件数	574	423	256	164	59	115	16	1607
比率	35.7%	26.3%	15.9%	10.2%	3.7%	7.2%	1.0%	100%
累計 ※	574	997	1253	1417	1476	1591		
比率 ※	35.7%	62.0%	77.9%	88.1%	91.8%	99.0%		

※累計及びその比率については事務局作成

○一時保護の期間

下記の調査結果では、2ヶ月未満の一時保護は、83.3%、2ヶ月を超える一時保護は、16.7%となっている。

(参考2) 児童虐待を主訴とする一時保護の期間別件数 平成21年 雇用均等・児童家庭局総務課調べ

	14日以内	15～28日以内	29日～2ヶ月未満	2ヶ月以上6ヶ月未満	6ヶ月以上1年未満	1年以上	計
件数	4126	2119	2550	1500	236	31	10562
比率	39.1%	20.1%	24.1%	14.2%	2.2%	0.3%	100%
累計	4126	6245	8795	10295	10531	10562	
比率	39.1%	59.1%	83.3%	97.5%	99.7%	100%	

※平成21年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護を終了したケースについての調査で得た数値を年間件数に換算

面会通信制限・接近禁止命令

○児童虐待防止法第12条・第12条の4による面会通信制限・接近禁止命令の件数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
面会制限	27	27	37	38	18	30	4
通信制限	15	23	20	25	12	16	4
面会＋通信制限	74	28	61	43	76	45	57
接近禁止命令	0	0	1	2	1	1	1

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

○ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(抄)

(面会等の制限等)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(以下「施設入所等の措置」という。)が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

第十二条の四 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られ、かつ、第十二条第一項の規定により、当該児童虐待を行った保護者について、同項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、六月を超えない期間を定めて、当該保護者に対し、当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身邊につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいてはならないことを命ずることができる。

臨検・搜索

○児童虐待防止法第9条の3第1項による臨検・搜索の件数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
安全確認	36255	38759	49407	52064	58370	64806	80292
出頭要求	44	29	66	31	37	41	35
立入調査	148	148	202	91	86	84	114
再出頭要求	2	4	7	2	5	1	10
臨検・搜索	1	4	2	1	1	0	1

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

○ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(抄)

(臨検、搜索等)

第九条の三 都道府県知事は、第八条の二第一項の保護者又は第九条第一項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

親権喪失等の請求の件数

○児童相談所長の申立てによる親権制限事件の終局区分別件数

親権制限事件及び児童福祉法28条事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
親権喪失事件	10	8	14	4
認容	7	7	8	4
却下	0	0	0	0
取下げ	3	1	6	0
親権停止事件	10	47	34	50
認容	10	37	18	33
却下	0	1	4	2
取下げ	0	9	12	15

※最高裁判所事務総局家庭局実情調査の結果による。

○ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第三十三条の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(以下「児童等」という。)の親権者に係る民法第八百三十四条本文、第八百三十四条の二第一項、第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これらの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

○参考 児童福祉法第33条の7による児童相談所長による親権喪失等の請求の件数

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
親権制限事件	請求件数	16	9	38	47	22
	承認件数	2	6	14	38	20
うち親権喪失	請求件数			—	11	3※1
	承認件数				6	6
うち親権停止	請求件数			—	34	18※2
	承認件数				29	13
うち管理権喪失	請求件数			—	2	1
	承認件数				3	1

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

※親権喪失・親権停止・管理権喪失審判の取消しの請求件数は含まない。

※1 親権喪失の審判請求件数の都道府県別内訳(平成26年度)

横浜市 2件

相模原市 1件

※2 親権停止の審判請求件数の都道府県別の内訳(平成26年度)

大阪府 3件

埼玉県、東京都、三重県、愛媛県、大阪市 2件

群馬県、静岡県、和歌山県、長崎県、京都市 1件

家庭裁判所の承認を得て施設入所等の措置を実施したケースにおける措置先の変更状況

○ 家庭裁判所の承認を得て施設入所等の措置を実施したケースにおける措置先の変更状況

【雇用均等・児童家庭局調べ】

(平成24年度に、児童福祉法第28条第1項第1号又は第2号に基づき、家庭裁判所の承認を得て同法第27条第1項第3号の措置を採ったケースについて、2年間の措置の期間中に、措置先の変更を行った状況について調査したもの)

1. 児童福祉法28条1項に基づき家裁の承認を得て、施設入所等の措置を行ったケースに係る措置先の変更状況(平成24年度※)

	合計
① 28条1項に基づき家庭裁判所の承認を得て措置を行ったケース数	203
② ①のうち、2年の間に措置先を変更したケース数	10
③ ①に占める②の割合	4.9%

家庭裁判所の承認を得て施設入所等の措置を実施したケースにおける措置先の変更状況

○ 家庭裁判所の承認を得て施設入所等の措置を実施したケースにおける措置先の変更状況

2. 2年の間に措置先を変更したケース(全10ケース)の詳細

全10ケースのうち、あらかじめ変更する措置先について承認を得ていたものが9件、承認を得ていない措置先への変更であるため、家庭裁判所に申立てを行い、承認を得て措置先を変更したものが1件となっている。

措置先変更の状況	措置先変更の理由	措置先変更の方法
乳児院 → 児童養護施設	退所年齢の到来	家庭裁判所から予め変更する措置先について承認を得ていたため、家庭裁判所に申立てを行うことなく、措置先を変更した。
乳児院 → 児童養護施設	退所年齢の到来	家庭裁判所から予め変更する措置先について承認を得ていたため、家庭裁判所に申立てを行うことなく、措置先を変更した。
障害児入所施設 → 情緒障害児短期治療施設	児童の状況の改善等積極的な理由	家庭裁判所から予め変更する措置先について承認を得ていたため、家庭裁判所に申立てを行うことなく、措置先を変更した。
乳児院 → 児童養護施設	退所年齢の到来	家庭裁判所から予め変更する措置先について承認を得ていたため、家庭裁判所に申立てを行うことなく、措置先を変更した。
乳児院 → 児童養護施設	退所年齢の到来	家庭裁判所から予め変更する措置先について承認を得ていたため、家庭裁判所に申立てを行うことなく、措置先を変更した。
乳児院 → 児童養護施設	退所年齢の到来	家庭裁判所から予め変更する措置先について承認を得ていたため、家庭裁判所に申立てを行うことなく、措置先を変更した。
児童自立支援施設 → 里親委託	児童の状況の改善等積極的な理由	家庭裁判所から承認を得ていない措置先への変更であるため、家庭裁判所に申立てを行い、承認を得て措置先を変更した
乳児院 → 児童養護施設	退所年齢の到来	家庭裁判所から予め変更する措置先について承認を得ていたため、家庭裁判所に申立てを行うことなく、措置先を変更した。
乳児院 → 児童養護施設	退所年齢の到来	家庭裁判所から予め変更する措置先について承認を得ていたため、家庭裁判所に申立てを行うことなく、措置先を変更した。
乳児院 → 児童養護施設	退所年齢の到来	家庭裁判所から予め変更する措置先について承認を得ていたため、家庭裁判所に申立てを行うことなく、措置先を変更した。

家庭裁判所の承認を得て施設入所等の措置を実施したケースにおける措置先の変更状況

○ 家庭裁判所の承認を得て施設入所等の措置を実施したケースにおける措置先の変更状況

3. 家裁が措置先を特定して承認することにより支障は生じているか。

※69自治体(都道府県、指定都市、児相設置市)が以下の選択肢から一つを選択して回答

	合計		
		措置先の変更があった自治体	措置先の変更がなかった自治体
① 措置先変更の必要が生じたときに、改めて家庭裁判所の承認を得ることになり、事務負担となっている。	16(23.2%)	6	10
② 措置先の変更を要する事例が少なく、特に支障は生じていない。	33(47.8%)	1	32
③ 予め措置先の変更が予測される場合には、複数の措置先について家庭裁判所の承認を得ておき、必要に応じて都道府県の判断で措置先を変更する方法で対応できているため、特に支障は生じていない。	19(27.5%)	1	18
④ その他	1(1.4%)	1	0
合計	69(100.0%)	9	60

<④その他の具体的内容>

○ 予め措置先の変更が予測される場合は複数の措置先について家庭裁判所の承認を得て対応しているが、予測外に措置先で不適應を起こした際に、改めて家庭裁判所の承認を得ることは負担となる。(現時点で問題はないが、将来的に支障が生じるかもしれないという趣旨)

都道府県知事の保護者への勧告

○児童虐待防止法第11条第3項による都道府県知事から保護者への勧告の件数

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保護者への勧告の件数	10	6	12	11	20※

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)
※うち9件については計上ミスと判明しており、正しくは11件。

○ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(抄)

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

2 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

3 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

家庭裁判所の保護者指導勧告

○児童福祉法28条1項及び2項事件における都道府県への勧告件数

親権制限事件及び児童福祉法28条事件の概況(最高裁判所事務総局家庭局)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
保護者指導の勧告の件数	30	32	49	41	55	39
(参考)児童福祉法28条事件の終局区分別件数	359	329	409	402	407	407
認容	304	279	355	311	346	345
却下	9	7	9	21	6	8
取下げ	42	41	41	66	53	53
その他	4	2	4	4	2	1

※司法統計による。平成27年の数値は速報値。

○ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十八条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

一 保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

二 保護者が親権を行う者又は未成年後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は未成年後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第二十七条第一項第三号の措置を採ること。

5 家庭裁判所は、措置に関する承認の審判をする場合において、当該措置の終了後の家庭その他の環境の調整を行うため当該保護者に対し指導措置を採ることが相当であると認めるときは、当該保護者に対し、指導措置を採るべき旨を都道府県に勧告することができる。

○参考 児童福祉法第28条第5項による家庭裁判所から都道府県への保護者指導勧告の件数

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保護者指導の勧告の件数		16	15	5	27	27※
(参考)第28条 第1項による施 設入所等の措 置	請求件数	255	267	294	318	350
	承認件数	239	218	244	277	267

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

※ 指導勧告件数の都道府県別内訳(平成26年度)

滋賀県 10件

北海道 9件

大阪府、兵庫県 2件

東京都、福井県、三重県、熊本市 1件

児童福祉司による指導

○児童福祉法第27条第1項第2号による児童福祉司指導の件数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
児童福祉司指導の件数(全体)	4641	4343	4628	4635	4656	5546	6300
うち児童虐待相談に係る件数	1843	1760	2098	2089	2047	2511	2821

【出典】福祉行政報告例(厚生労働省大臣官房統計情報部)

○ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)(抄)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。

三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。